第四百五十三条第一項中「税務相談室」の下に「（関東信越国税局、東京国税局、名古屋国税局及び大阪国税局に限る。）」を加える。

第四百六十六条第一項中「六百二十二人」を「六百十人」に改める。

第四百八十五条第一項中「三千二百五十五人」を「三千二百六十六人」に改める。

第四百八十六条第一項中「二百六十七人」を「二百六十六人」に改める。

第四百九十七条第一項中「五百十七人」を「五百十五人」に改める。

第四百九十八条第一項中「千十三人」を「千三十二人」に改める。

第四百九十九条第二項の表関東信越国税局の項特別国税査察官の欄中「一人」を「二人」に改め、同表大阪国税局の項中「二十人」を「十九人」に改め、同表合計の項中「百二十一人」を「百二十人」に、「三十人」を「三十一人」に改める。

第五百十七条第一項中「二千八百四十人」を「二千八百三十八人」に改める。

第五百十八条第一項中「千七百十九人」を「千七百十八人」に改める。

第五百二十条中「税務相談室」を削る。

第五百三十四条を次のように改める。

第五百三十四条　削除

第五百三十六条第二項中「第五百三十四条に規定する」を「税務一般に関する相談及び苦情に関する」に改める。

第五百四十条第一項中「六十四人」を「六十五人」に、「十人」を「十一人」に改める。

第五百四十一条第一項中「十四人」を「十五人」に改める。

第五百四十二条第一項中「二十四人」を「二十八人」に改める。

第五百四十七条第五項中「三百五十六人」を「三百六十八人」に、「千四百六十人」を「千四百七十八人」に改める。

第五百五十五条第一項中「八千百六十六人」を「八千百四十六人」に改める。

第五百五十六条第一項中「一万八千九百八十三人」を「一万八千八百三十一人」に改める。

第五百六十条第五項中「四人」を「五人」に、「九人」を「十人」に改める。

第五百六十八条第一項中「七十二人」を「九十二人」に改める。

第五百六十九条第一項中「百十八人」を「百四十九人」に改める。

附則第七項中「第二百十八条第一項第十四号、第十五号及び第十七号」を「第二百十八条第一項第十五号、第十六号及び第十八号」に改める。

附則第八項及び附則第九項中「附則第十六項各号」を「附則第十四項各号」に改める。

附則第十項及び附則第十一項中「附則第十四項各号」を「附則第十二項各号」に改める。

附則第十二項及び附則第十三項を削り、附則第十四項を附則第十二項とし、附則第十五項を附則第十三項とし、附則第十六項を附則第十四項とし、附則第十七項を附則第十五項とし、同項の次に次の一項を加える。

（財務事務所の所掌事務の特例）

16　財務事務所財務課は、第二百五十七条各号に掲げる事務のほか、当分の間、株式会社日本政策投資銀行法附則第二十二条第二項の規定によりなおその効力を有することとされた同法附則第四十八条の規定による改正前の登録免許税法別表第三の二十二の項に規定する登記又は登録に関する必要な手続に関する事務をつかさどる。

附則第十八項を附則第十七項とし、附則第十九項から附則第二十三項までを一項ずつ繰り上げる。

附則第二十四項中「附則第十九項及び附則第二十項」を「附則第十八項及び附則第十九項」に改め、同項を附則第二十三項とする。

附則第二十五項中「附則第十九項及び附則第二十項」を「附則第十八項及び附則第十九項」に改め、同項を附則第二十四項とする。

附則第二十六項中「附則第二十一項」を「附則第二十項」に改め、同項を附則第二十五項とし、附則第二十七項中「附則第二十一項」を「附則第二十項」に改め、同項を附則第二十六項とし、附則第二十八項から附則第三十四項までを一項ずつ繰り上げる。

附則第三十五項中「附則第三十一項」を「附則第三十項」に改め、同項を附則第三十四項とする。

附則第三十六項中「附則第三十一項」を「附則第三十項」に改め、同項を附則第三十五項とする。

附則第三十七項中「附則第三十二項」を「附則第三十一項」に改め、同項を附則第三十六項とする。

附則第三十八項中「附則第三十二項」を「附則第三十一項」に改め、同項を附則第三十七項とし、附則第三十九項から附則第四十五項までを一項ずつ繰り上げる。

別表第三下関の項管轄区域の欄中「下関市　宇部市　山口市」に、「長門市　美祢市　山陽小野田市」に改め、同表宇部の項を削る。

別表第四

下関税関支署萩出張所	萩市

を

下関税関支署宇部出張所	宇部市
下関税関支署萩出張所	萩市

に改め、同表徳山税関支署光出張所の項を削る。

附　則

この省令は、公布の日から施行する。ただし、第三百八十二条、第三百八十三条、第三百八十四条、第三百九十条、第四百五条の二、第四百六条、第四百八条、第四百十条、第四百十二条、第四百五十三条、第四百六十六条、第四百八十五条、第四百八十六条、第四百九十七条、第四百九十八条、第四百九十九条、第五百十七条、第五百十八条、第五百二十条、第五百三十四条、第五百三十六条、第五百四十条、第五百四十一条、第五百四十二条、第五百四十七条、第五百五十五条、第五百五十六条、第五百六十条、第五百六十八条、第五百六十九条の改正規定は、平成二十八年七月十日から施行する。

告　示

○内閣府告示第百七十三号

原子力災害対策特別措置法（平成十一年法律第百五十六号）第十二条第一項の規定に基づき、緊急事態応急対策等拠点施設を指定する告示を次のように定め、平成二十八年七月一日から施行する。

なお、平成二十七年内閣府告示第三百三十一号（原子力災害対策特別措置法第十二条第一項の規定に基づき、緊急事態応急対策等拠点施設を指定する告示）は平成二十八年六月三十日限り、廃止する。

平成二十八年七月一日

内閣総理大臣　安倍　晋三

原子力災害対策特別措置法第十二条第一項の規定に基づき、緊急事態応急対策等拠点施設を指定する告示

原子力災害対策特別措置法第十二条第一項の規定に基づき、次の表の上欄に掲げる原子力事業所ごとに、同表の下欄に掲げる緊急事態応急対策等拠点施設を指定する。

原子力事業所	緊急事態応急対策等拠点施設	
	名称	住所
北海道電力株式会社泊発電所	北海道原子力防災センター	北海道岩内郡共和町南幌似百四十一番地一
東北電力株式会社東通原子力発電所	東通村防災センター	青森県下北郡東通村大字砂子又字沢内五番地三十五
日本原燃株式会社再処理事業所	六ヶ所オフサイトセンター	青森県上北郡六ヶ所村大字尾鮫字野附一番地六十七